

平成 24 年度コミュニティバス市振・上路線の運行について

1. 目的

路線バス空白地帯である上路地区の住民の生活交通を確保する。

2. 運行主体の変更

○変更理由

平成 23 年度まで市スクールバスの空き時間を利用し、市が運行主体としてバス事業者へ運行委託をしてきたが、23 年度末に急きょ、スクールバスの休止方針が示された。

これによる急な運行休止を回避するため。

また、唯一、市が運行主体のコミュニティバス路線であったため、運行主体を一般旅客自動車運送事業者に変更したいため。

○変更内容

代替策として、隣接するコミュニティバスきらら青海・玉ノ木線の運行事業者へ道路運送法第 21 条（一般貸切自動車運送事業者及び一般乗用自動車運送事業者による一時的な需要のために行う乗合旅客運送）による運行を市から依頼し、その依頼を受け事業者は申請し、許可を得て、現在運行を実施している。

3. 運行事業者

株式会社ツカダ運輸